



# 在宅福祉除雪サービス

～ 高齢者等の除雪にお困りの方へ ～

芽室町社会福祉協議会は、芽室町の委託を受け高齢者や身体障がい者などの世帯に対し、除雪サービス事業を行っています。

## 【対象世帯】

町内に居住する65歳以上の高齢者または身体障がい者で玄関から公道までの除雪ができない世帯、町内市街地に除雪を支援できる親族等が居住していない世帯であり、以下に該当する方を対象とします。

- (1) 独居高齢者または高齢者夫婦だけで構成されている世帯
- (2) 重度(1・2級)の身体障がいのある方だけで構成されている世帯
- (3) その他、特に社協の会長が除雪サービスの提供を必要と認めた世帯

※施設入所・長期入院により在宅でない世帯は対象となりません。

※ロードヒーティング又は屋根付きの設備(カーポート等)がある世帯は対象となりません。

※店舗・事務所等との併用住宅は対象となりません。

## 【除雪の範囲】

- (1) 家の玄関から公道(一般公衆用道路)までとし、幅員は1m以内とします。
- (2) 上記以外の駐車場などの除雪を希望される場合は、めむろシニアワークセンター(Tel66-7751)へお問い合わせください。ただし、本サービスとは別に料金がかかります。

## 【除雪を実施する日】

概ね10センチ以上、雪が積もったときに実施します。

なお、個々の都合(時間指定など)に対応することができませんので、あらかじめご了承ください。

## 【除雪作業者】

- (1) 除雪サービス支援登録町内会にお住まいの方は、町内会の方が作業いたします。
- (2) その他の町内会にお住まいの方は、除雪支援登録者(個人)またはめむろシニアワークセンター会員が除雪作業をします。

## 【利用料】

・町民税課税世帯 600円 ・町民税非課税世帯 100円 ・キャンセル料 50円

※全ての利用者に利用料がかかります。

## 【申込期限】

10月20日(金)までに地区の民生委員児童委員にお申し込みください。

※民生委員児童委員が不在の地区は芽室町社会福祉協議会へお申し込みください。

<不在地区>中央町、大町、新工町、愛生町、西町、元町、花園町西、南が丘、弥生中央東

## 【お問い合わせ先】

社会福祉法人芽室町社会福祉協議会 生活相談課

〒082-0014

芽室町東4条4丁目5番地5 芽室町保健福祉センター内

TEL: 0155-62-1616 FAX: 0155-62-1657

担当: 杉本・柏葉

